

信州大学教育学部・理学部・工学部・繊維学部と
長野県屋代高等学校・屋代高等学校附属中学校とのSTEAM教育に係る連携及び協力に関する覚書

信州大学教育学部・理学部・工学部・繊維学部(以下「甲」という。)と長野県屋代高等学校・屋代高等学校附属中学校(以下「乙」という。)は、信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書のもと、甲と乙のSTEAM教育に係る連携及び協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲と乙のSTEAM教育の充実及び発展を図り、もって地域社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- 一 甲に所属する教員・学生等の乙への派遣に関すること。
- 二 乙に在学する生徒の甲が開講する授業や実施事業等への参加に関すること。
- 三 甲に在学する学生の乙におけるSTEAM教育や研究の受入れに関すること。
- 四 STEAM教育上の諸課題に対応する情報交換及び研究等に関すること。
- 五 その他甲と乙が必要と認める事項

(実施)

第3条 前条各号に掲げる連携協力事項の具体的な実施については、毎年甲と乙両者が協議するものとする。

(覚書の解消)

第4条 甲と乙は、この覚書を解消しようとするときは、解消しようとする日の6月前までに、書面により相手方にその旨を通知しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第5条 甲と乙は、この覚書に基づく取組の実施により知り得た個人情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に提供してはならない。

2 前項に定める義務は、この覚書の解消後も存続するものとする。

(その他)

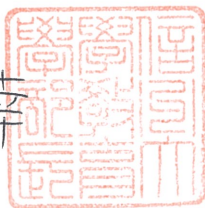
第6条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書5通を作成し、甲と乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年10月12日

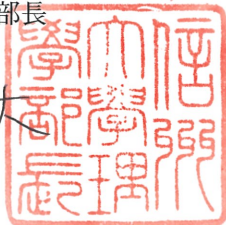
(甲) 信州大学教育学部長

村松浩幸



信州大学理学部長

五木大



信州大学工学部長

天野良彦



信州大学繊維学部長

森川英明



(乙) 長野県屋代高等学校長
長野県屋代高等学校附属中学校長

馬場正一

